

市内障害児通所支援事業所  
市内障害児相談支援事業所  
管理者 各位

## 横浜市障害児支援事業所等物価高騰対策支援金のご案内 (障害児通所支援・障害児相談支援事業所)

横浜市こども青少年局 障害児福祉保健課

物価高騰の影響により、光熱費等の負担が増加している障害児通所支援事業所等の負担軽減を図るため、支援金を支給します。

### 1 支給対象

市内の指定障害児通所支援事業所、指定障害児相談支援事業所

### 2 支給経費

- ・事業所において負担する光熱費等
- ・サービス提供に使用する車両に係る燃料費

### 3 支給額

#### 【光熱費等】

1 事業所あたりの単価 (光熱費) (単位: 円)

事業所 開始日 事業種別	令和 5 年 4 月 1 日 以前	令和 5 年 5 月 1 日	令和 5 年 6 月 1 日	令和 5 年 7 月 1 日	令和 5 年 8 月 1 日	令和 5 年 9 月 1 日
障害児通所支援事業所	40,000	34,000	28,000	22,000	16,000	10,000
障害児相談支援事業所	10,000	8,400	6,800	5,200	3,600	2,000

#### 【サービス提供に使用する車両に係る燃料費 (サービス提供に使用する車両を所有する場合のみ)】

1 事業所あたりの単価 (燃料費) (単位: 円)

事業所 開始日 事業種別	令和 5 年 4 月 1 日 以前	令和 5 年 5 月 1 日	令和 5 年 6 月 1 日	令和 5 年 7 月 1 日	令和 5 年 8 月 1 日	令和 5 年 9 月 1 日
障害児通所支援事業所 (台数上限: 2 台)	15,000× 台数	12,500× 台数	10,000× 台数	7,500× 台数	5,000× 台数	2,500× 台数
障害児相談支援事業所	15,000	27,500	25,000	22,500	20,000	17,500

## 4 支給要件

**令和5年9月1日まで**に本市の指定等を受けて、障害児通所支援及び障害児相談支援を実施する横浜市内の事業所を運営する者であって、**令和5年9月30日**まで事業を継続する見込みのある者とします（ただし、申請日時点でサービス提供を開始していない者、申請日時点で事業の廃止または休止している者は除きます。）。

「サービス提供に使用する車両に係る燃料費」については、法人所有の車両（リース可）に限ります（個人所有の車両、レンタカー不可）。

## 5 留意事項

- ・同一の事業所番号で複数事業を実施する事業者は、実施する事業のいずれか一事業のみを対象として申請するものとします。（事業所番号一つにつき、1回のみの申請とします。）
- ・燃料費について、同一の車両について複数の事業所で補助を申請することはできません。

## 6 申請方法・申請窓口等

### (1) スケジュール

申請受付開始：**8月1日（火）** （お問い合わせ窓口の開設も同日から）

申請締切：**10月13日（金）必着**

支給時期：申請受付順に審査を行い、審査が済みしだい、本市から「交付決定通知」を送付します。その後「様式第5号横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付請求書」の提出を受けた順に審査・支払い手続きを行い、順次お支払いします。

### (2) 申請について

下記「申請時に必要なもの」をご確認いただき、申請書類一式を「郵送」で下記お問い合わせ先にご送付ください。

#### 【申請書等郵送先・お問い合わせ先】

〒247-0005 横浜市栄区桂町 735-5 横浜桂郵便局ビル3階

株式会社 CTI 情報センター

「障害児施設等物価高騰支援費受付担当」

TEL 045-330-0925（平日9時～17時 ※12～13時を除く）

### (3) 申請時に必要なもの

#### 1) 共通

- ・横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ・横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付請求書（様式第5号）
- ・令和5年度サービス提供分障害児通所給付費等支払決定額通知書（写）等、事業実施継続していることがわかる書類

#### 2) 燃料費等補助を申請する場合のみ

- ・サービス提供に使用する車両を所有することがわかる書類（例：法人名義の車検証の写し）
- ・リース契約の場合は、車検証の写し及びリース契約の内容が分かる書類

## 7 その他

「サービス提供に使用する車両に係る燃料費」を請求された事業所に対しては、履行確認のため、事前連絡なしで、横浜市こども青少年局障害児福祉保健課職員が訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。